

一般財団法人こまき市民文化財団役員及び評議員の報酬及び費用に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人こまき市民文化財団（以下「財団」という。）の定款第13条及び第30条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬及び費用に関し必要な事項を定めるとともに、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）の規定に照らし、報酬及び費用の妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤役員 評議員会で選任された役員のうち、財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (2) 非常勤役員 常勤役員以外の役員をいう。
- (3) 報酬 認定法第5条第13号で定める報酬をいう（費用とは明確に区分されるものとする。）。
- (4) 費用 職務の遂行に伴い発生する通勤手当、旅費をいう。

(常勤役員の報酬)

第3条 常勤役員の報酬額は、別表に定める額とする。

- 2 新たに常勤役員になった者には、常勤役員となった日の属する月から報酬を支給する。
- 3 常勤役員が退職したときは、退職した日の属する月まで報酬を支給する。
- 4 常勤役員が死亡したときは、死亡した日の属する月まで報酬を支給する。
- 5 第2項又は第3項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の月末まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から勤務しなかった日の日数を差引いた日数を基礎として日割りにより計算する。
- 6 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、毎月一定の定まった

日に支払うものとする。

(非常勤役員及び評議員の報酬)

第4条 非常勤役員及び評議員(小牧市の職員であるものを除く。)がその職務に従事したときは、別表に定める報酬を支給する。

2 報酬は、その職務に従事した日ごとに支給する。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤手当)

第6条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤手当を支給する。

2 通勤手当の額は、別に定める財団の職員給与に関する支給規程を準用する。

(旅費)

第7条 財団は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって、負担した旅費については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 旅費の額は、別に定める財団の旅費規程を準用する。

(公表)

第8条 財団は、この規則をもって、認定法第20条第1項に定める報酬の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規則は、財団の設立の登記の日から施行する。

別表

職 名		報 酬 額
常勤役員		年額 4,200,000 円以内で評議員会が定める。
非常勤役員	理事長	日額 20,000 円以内で評議員会が定める。
	理事長以外	日額 10,000 円以内で評議員会が定める。
評議員		日額 10,000 円以内で評議員会が定める。